

医療法人社団純心会 認知症グループホームあいあい施設 改修工事 仕様書

I 工事概要

1. 工事場所	香川県三豊市仁尾町仁尾字42-16
2. 敷地面積	敷地面積 : 2150.76㎡
3. 工事内容	施設内部床 : 既存撤去後ビニルシート貼り改修 屋根 : 既存コロナリアル葺き下地シリコン樹脂塗装 外部 : デッキ敷改修

II 建築改修工事仕様

- 共通仕様
 - 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版」（以下「解体共通仕様書」）による。
 - 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
 - 受注者は、特定行政庁（建築主事等）が求める完了検査（中間検査を含む）時に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
- 特記仕様
 - 項目は番号に○印のついたものを適用する。
 - 特記事項は◎印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
◎印と※印のついた場合は共に適用する。
 - 項目に記載の（ ）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - ☑印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断基準）を満たすものを示す。
 - その他共通の事項は、別冊特記仕様（共通編）による。

⑥ 環境への配慮 [1.4.1]

⑦ 材料の品質等 [1.4.2]

- ・PCB含有シーリング材の処理
 - ・第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
採取箇所数 計 箇所、採取場所 ※図示
 - ・第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
分析個数 計 箇所
 - ・除去処理工事
除去範囲 ※図示
- ※天井・壁等の隠ぺい部分を解体する場合の処置
天井・壁等の解体にあたっては、工事に先立ち、天井・壁等で隠ぺいされた部分に吹付アスベスト等が使用されていないか、屋根裏及び天井裏等の状況を目視により確認し、直ちに、確認結果を監督職員に報告し指示を仰がなければならない。

- 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
 - ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
 - ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
 - ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
- 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
 - ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
 - ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
 - ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料
 - ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

- 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
- 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
- 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
- 本工事に使用する材料のうち、5）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③安定的な供給が可能であること。
 - ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
- 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル（タイル工用）、既調合目地材、ルーフトレイン、吸水調整材、防水剤、錠前類、クローザー類、自動ドア開閉装置、自閉式上吊り引戸装置（手動開き式）、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、現場発泡断熱材（特定フロムによるものを除く）、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切（スライディングドア）、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、ポリマーセメントスラリー、鑄鉄製ふた
- 建築材料等品質性能表に記載のある材料は、当該資料の品質、性能、試験方法による。
- 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。

技能士の適用 ・適用する ・適用しない
適用する技能士の種別 ※下記による 級別 ◎1級 ○1級又は2級

工事別	適用種別	工事別	適用種別
鉄筋	・鉄筋施工	防水	・防水施工
コンクリート	・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・左官(床コンクリートコテ仕上)	タイル	・タイル張り(外装タイル)
鉄骨	・とび	塗装	・塗装(建築塗装作業)
ブロック	・ブロック建築	内装	・内装仕上げ施工 (・プラスチック系床・ボード)
ALCパネル	・ALCパネル施工	屋根及びとい	・建築大工 ・建築板金(内外装板金作業) ・かわらぶき
石	・石材加工 ・石張り	金属	・内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)
木	・建築大工	左官	・左官
屋根及びとい	・建築板金(内外装板金作業) ・かわらぶき	建具	・サッシ施工 ・ガラス施工

9	調査のための破壊部分の補修 [1.5.3]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※現状復旧 ・図示		
10	室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.6.9]	次の化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※スチレン ※エチルベンゼン ・パラジクロロベンゼン		
	測定対象室	測定箇所数	測定対象室	測定箇所数
⑪	完成写真	パッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 (4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、測定を分析する。(なお、上記によりがたい場合等は、監督職員に協議する)		
	次のものを監督職員に提出する			
	分類・規格	撮影箇所数	提出部数	
	カラー ※キャビネット ・サービス版	箇所 箇所	2部 部	
	カラー ・A2版(アルミ額縁パネル ・有 ※無)	2箇所	1部	
	すべての撮影箇所を電子データ(CD-R)で提出する。 画像形式等 フォーマット:JPEG 画質:標準 画像サイズ:1024×768ピクセル以上 完成写真等の撮影業者 ※監督職員の承諾する撮影業者 ・その他			
12	完成時の提出図書 [1.8.1~3][表1.8.1]	※完成図(作成方法 ※CAD(CD-R共提出) ・) ※保全に関する資料(提出部数 ※1部 ・ 部)		
⑬	著作権の譲渡	受注者は、完成写真、工事写真、完成図、竣工図、施工図及び施工計画書に関する一切の著作権(著作権法に規定する著作権者の権利。第27条及び第28条に規定する権利を含む)を発注者に譲渡し、著作権者人格権についてはこれを行行使しない。		
⑭	設備工事との取り扱い	施工区分(※図示による ・工事区分表による) 施工図 設備機器の位置、取り扱い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。		
⑮	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。		
16	埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 6章5〜7および8章12による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機(電磁波レーダ法又は電磁波誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出しを行う 範囲 ※ 図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものがある場合は、事前にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものを有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないよう措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm		
17	統括安全衛生責任者の指名	労働安全衛生法第30条に基づき県から特定元方事業者として指名された場合は、必要に応じて労働安全衛生法第15条に基づき統括安全衛生責任者を指名すること。		
⑯	創意工夫・地域社会への貢献の提案	対象：工事成績評価を行う工事 受注者は、創意工夫・地域社会への貢献の提案を自ら立案し実施することができる。 ※工事成績評価の対象となる条件 1)提案は原則として実施前に行い、所定の様式により工事監督員の承認を得ること。 2)工事完成の10日前までに所定の様式により履行報告を行うこと。		
19	週休2日制モデル工事	香川県週休2日制モデル工事実施要領(建築編)に基づき実施するものとし、取組の結果は、経費の補正及び工事成績評定の対象となる。 ・発注者がモデル工事として指定する工事(要領第2条第1項第1号)		

② 仮設工事	① 手すり先行足場 [2.2.1]	<ul style="list-style-type: none"> ○適用する ・適用しない 手すり先行工法の種類（「手すり先行工法に関するガイドライン」による。） ・(1)手すり先送り方式 ※(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式 	⑥ 内装改修工事	⑬ セルフレベリング材塗り [6.17.2~3]	種類 ・せっこう系 ※セメント系 塗厚(mm) ○ 下地調整程度の薄塗とすること。	⑦ 塗装改修工事	1 材 料 [7.1.3]	屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ）																												
	② 既存部分の養生 [2.3.1]	養生の方法等 ○ 既存部分 養生の方法 （※ビニルシート、合板等） ○ 既存家具等 養生の方法 （※ビニルシート等） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等 を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。		⑨ ビニル床シート [6.8.2.3]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>施工箇所</th> <th>色柄</th> <th>特殊機能</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※FS ○</td> <td></td> <td>・無地 ※マーブル柄 ○柄物</td> <td>・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性 ・耐薬品性</td> <td>・2.0 ・2.5 ○4.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類の記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考	※FS ○		・無地 ※マーブル柄 ○柄物	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性 ・耐薬品性	・2.0 ・2.5 ○4.5		② 下地調整 [7.2.2~7]	塗替えR B種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※ 塗替え面積の30% ・ 図示 ・ 下地調整																
	種類の記号	施工箇所		色柄	特殊機能		厚さ(mm)	備考																												
	※FS ○			・無地 ※マーブル柄 ○柄物	・帯電防止 ・耐動荷重性 ・防滑性 ・耐薬品性		・2.0 ・2.5 ○4.5																													
	3 仮設間仕切 [2.3.2]	仮設間仕切りの種別と材質等 [表2.3.1]		⑩ ビニル床タイル [6.8.2]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>施工箇所</th> <th>色柄</th> <th>寸法</th> <th>特殊機能</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・FT</td> <td></td> <td>・無地 ・柄物</td> <td>・300×300 ・450×450</td> <td>・帯電防止 ・防滑性</td> <td>※2.0 ・2.5 ・3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・KT</td> <td></td> <td>・無地 ・柄物</td> <td>・300×300 ・450×450</td> <td>・帯電防止 ・防滑性</td> <td>・2.0 ・3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・FOA</td> <td></td> <td>・無地 ・柄物</td> <td>・500×500</td> <td>・帯電防止 ・防滑性</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類の記号	施工箇所	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)	備考	・FT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0		・KT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0		・FOA		・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防滑性	・		3 錆止め塗料塗り [7.3.2~3]	錆止め塗料塗りの種別
	種類の記号	施工箇所		色柄	寸法		特殊機能	厚さ(mm)	備考																											
・FT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0																															
・KT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	・2.0 ・3.0																															
・FOA		・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防滑性	・																															
④ 監督職員事務所 [2.4.1]	仮設間仕切りに設ける仮設厚の材質等	⑪ カーベット敷き [6.9.2.3]	種類 ・織じゅうたん [表6.9.1]	④ 塗装 [7.4.2~15.2]	錆止め塗料塗りの種類																															
⑤ 工事用水	※設ける ○設けない 監督職員事務所の規模(単位：㎡) (表2.3.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> <th>4号</th> <th>5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>10程度</td> <td>20程度</td> <td>35程度</td> <td>65程度</td> <td>100程度</td> </tr> </tbody> </table>	種別	1号	2号	3号	4号	5号	面積	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	種類 ・FT ・KT ・FOA	錆止め塗料塗りの種類																				
種別	1号	2号	3号	4号	5号																															
面積	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																															
⑥ 工事用電力	監督職員事務所の仕上げ標準	部位等 仕上げ 床 合板張り又はビニル床シート張り 内壁、天井 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り 屋根 塗装溶融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 休憩室 畳敷き	特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満 又は体積電気抵抗値（JIS A 1454） $1 \times 10^7 \sim 1 \times 10^{10}$ Ω程度 ・防滑性	錆止め塗料塗りの種類																																
⑤ 工事用水	※備品等は監督職員の指示を受けて設置すること	構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない	・織じゅうたん [表6.9.1]	④ 塗装 [7.4.2~15.2]	錆止め塗料塗りの種類																															
⑥ 工事用電力	構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない	構内既存の施設 ○利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない	・織じゅうたん [表6.9.1]	④ 塗装 [7.4.2~15.2]	錆止め塗料塗りの種類																															

① 石綿含有建材の除去工事
[9.1.1.3~5]

2 石綿粉じん濃度測定

施工調査
※ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲 (※本工事対象範囲) ・ 図示
貸与資料 ()
・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシトライト、アクチノライト、アンソフィライト、トモライト

分析方法

材料名	定性分析 (JIS A 1481-1)	定性分析 (JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3)	定量分析 (JIS A 1481-4)
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()

サンプル数 1箇所あたり3サンプル

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)
ラベ #1 ラベ #2 外部 内部	測定1	処理作業前	処理作業室内	計 箇所
○	測定2	処理作業中	調査対象室外部の付近	計 箇所
○	測定3		処理作業室内	計 箇所
○	測定4		セキュリティーゾーン入口	計 箇所
○	測定5		集じん・排気装置の排出吹出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/s以下の位置 計 箇所
○	測定6		処理作業室外 (・ 施工区画周辺) (・ 敷地境界)	計 箇所
○	測定7	処理作業後 (隔離シート養生中)	処理作業室内	計 箇所
・	測定8	処理作業後シート	処理作業室内	計 箇所
・	測定9	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 箇所

注) 測点5: 処理作業中の集じん・排気装置の排出吹出口においては、初めての除去作業開始前後、集じん・排気装置の場所を変更した際、フィルターを交換した際にも、下記自動測定器にて測定を行う

自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測点4	粉じん相対濃度計 (デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動計測器 (リアルタイムファイバーモニター) 等の粉じん濃度を迅速に計測できる機器を用いた測定
○測点5	
・ 測点1, 2, 3, 7, 8, 9	
・ 測点6	
・ 測点	

JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ろ布径 (mm)	試料の吸引流量 (l/min)	試料の吸引時間 (min)
・ 測点4 ・ 測点5	25	5	30
○測点1, 2, 3, 7, 8, 9 ・ 測点6 (施工区画周辺)	25	5	120
・ 測点 ・	47	10	120
○測点6 (敷地境界) ・	47	10	240

3 石綿含有建材の除去
[9.1.1]

・ 石綿含有吹き付け材の除去
除去対象範囲 ※ 図示
除去工法 ※ 9.1.3 (b) による
除去した石綿含有吹き付け材等の飛散防止措置
※ 湿潤化 ・ 固化
除去した石綿含有吹き付け材等の処分
※ 埋立処分 (特別管理型産業廃棄物として管理型最終処分場)
・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ※ 図示
除去工法 ・ 破碎して除去 ・ 原形のまま手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
※ 湿潤化 ・ 固化
除去した石綿含有保温材の処分
※ 埋立処分 (特別管理型産業廃棄物として管理型最終処分場)
・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有成型板の除去
除去対象範囲 ※ 図示
作業所の隔離 ・ 行う (けい酸カルシウム板を切断、破断等する場合)
・ 行わない (上記以外)

隔離の方法
・ プラスチックシートにて、施工エリアの床面 (t0.15×2) 及び壁面 (t0.08) の養生を行う
・ その他の方法 ()
除去した石綿含有成型板の処分
・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分 (管理型最終処分場)
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成型板
※ 埋立処分 (安定型最終処分場)
・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

・ 石綿含有建築用仕上塗材等の除去
除去対象範囲 ※ 図示
除去工法
・ 高圧水洗工法
・ 超高圧水洗工法
・ ディスクグラインダーケレン工法
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法
※ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
共通: 出隅部・入隅部の機械・工具等の入らない部位は、集じん装置併用手工具ケレン工法を併用する
試験施工 ・ 行う ・ 行わない
隔離の方法
・ プラスチックシートにて、施工エリアの床面 (t0.15×2) 及び壁面 (t0.08) の養生を行う
・ 800角程度の木組フレーム等にプラスチック養生 (t0.15) を張り付けたものを使用し、局所的に養生しながら作業を行う
・ その他の方法 ()
・ 行わない
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止措置
※ 湿潤化 ・ 固化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
※ 埋立処分 (特別管理型産業廃棄物として管理型最終処分場)
・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)
穿孔等作業における飛散防止措置 (仮設足場壁緊ぎアンカーの設置等)
・ 集じん機能を有する電動工具の使用 (HEPAフィルター付)
・ ビニール養生及び湿潤化